

手続きに関するご案内

「個人型年金の記録について」の理由欄に記載されている内容別の説明に従って、
「(ご加入者様の運用関連運営管理機関):受付業務を行っている金融機関」へご連絡の上、必要な手続きを行ってください。

今回の案内文書に対するお問合せに関しましては、iDeCo公式サイトに掲載されている「ご加入者様向けFAQ」もあわせてご確認ください。
また、以下のとおり臨時コールセンターを開設いたしますので、通常のコールセンター(0570-003-105)とあわせてご利用ください。

電話番号 : 0570-●●●●-●●●● (ナビダイヤル以外(※)): 050-●●●●●●-●●●●●●

開設期間 : 2022年11月14日 ~ 2022年12月7日

開設時間 : 平日 10:00 ~ 19:00

※:ナビダイヤル以外の電話番号のご利用は2022年11月●日以降~になります。

※:今回の記録不整合によってiDeCoの掛金の引落しが一時停止となった方には、改めて「小規模企業共済等掛金払込証明書」が
発送されますので、大変お手数ですが、年末調整や確定申告等必要なお手続き方お願いいたします。

1.理由欄が「01.個人型年金へ申請した被保険者種別または企業年金等加入状況が相違しているため」となっているとき

現在のご加入者様の被保険者種別と、個人型確定拠出年金(iDeCo)に登録している被保険者種別に相違があると思われます。

- ① 受付業務を行っている金融機関へ現在の被保険者種別に応じた届書を速やかに提出してください。

現在の被保険者種別	ご提出いただく届書
第1号被保険者	「加入者被保険者種別変更届(第1号被保険者用)」
第2号被保険者(共済組合員以外)	「加入者被保険者種別変更届(第2号被保険者用)」 「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」 「加入者登録事業所変更届」
第2号被保険者(共済組合員)	「加入者被保険者種別変更届(第2号被保険者用)」 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」 「加入者登録事業所変更届」
第3号被保険者	「加入者被保険者種別変更届(第3号被保険者用)」
任意加入被保険者	「加入者被保険者種別変更届(任意加入被保険者用)」

- ② 「加入者被保険者種別変更届」を提出済の場合、国民年金の被保険者記録の内容が訂正されていないものと思われます。年金事務所にて被保険者記録を確認の上、記録の訂正が完了した後に、掛金の引落し再開のためのお届出「加入者掛金引落再開依頼書」を速やかにご提出ください。
- ③ 正しい種別を選択されている場合は、基礎年金番号が正しいか確認してください。誤っている場合には、正しい基礎年金番号へ訂正を行ってください。
個人型確定拠出年金の情報を訂正する場合には、「個人情報開示等請求書」を受付業務を行っている金融機関へ提出することにより行ってください。記録の訂正が完了した後に、掛金の引落し再開のためのお届出「加入者掛金引落再開依頼書」を速やかにご提出ください。
- ④ 第2号被保険者で正しい種別を選択されている場合、厚生年金の被保険者種別と個人型確定拠出年金に登録されている企業年金等加入状況が一致していないものと思われます。
年金事務所にて厚生年金の被保険者記録を確認の上、必要に応じて変更手続きを行った後で受付業務を行っている金融機関へ「加入者掛金引落再開依頼書」を速やかに提出してください。
個人型確定拠出年金の情報を訂正する場合には、「加入者登録事業所変更届」を受付業務を行っている金融機関へ提出することにより行ってください。

2.理由欄が「02.国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっているため」となっているとき

国民年金法に基づいて国民年金保険料を免除されている、又は納付猶予されていると思われます。受付業務を行っている金融機関へ「加入者資格喪失届」を速やかに提出してください。

裏面に続く

3.理由欄が「03.国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっているため」となっているとき

国民年金の被保険者記録において、既に死亡していると記録されています。記録に誤りがある場合は、年金事務所にて訂正を行い、国民年金基金連合会へ速やかにご連絡ください。既にお亡くなりになった場合は、ご遺族より受付業務を行っている金融機関へ「加入者等死亡届」を速やかに提出してください。

4.理由欄が「04.個人型年金へ申請した生年月日が相違しているため」となっているとき

個人型年金で登録されている生年月日に相違があると思われますので、正しい生年月日を確認してください。個人型確定拠出年金の生年月日を訂正する場合は、「個人情報開示等請求書」を受付業務を行っている金融機関へ提出することにより行ってください。なお、「個人情報開示等請求書」には、生年月日を明らかにする書類を添付の上、提出してください。記録の訂正が完了した後に、掛金の引落し再開のためのお届出「加入者掛金引落再開依頼書」を速やかにご提出ください。

5.理由欄が「05.個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えているため」となっているとき

国民年金の被保険者記録において、付加保険料を納付していると記録されているため、個人型年金の掛金額が拠出限度額を超えてしまいました。

- ① 掛金額を減額する場合は、受付業務を行っている金融機関へ「加入者掛金額変更届（第1号被保険者用）付加保険料納付等に関する届」または「加入者掛金額変更届（任意加入被保険者用）付加保険料納付等に関する届」を速やかに提出してください。
- ② 付加保険料の納付を中止することによって掛金の引落しの再開を希望する場合は、年金事務所にて付加保険料の納付の中止手続きを行い、受付業務を行っている金融機関へ「加入者掛金引落再開依頼書」を速やかに提出してください。なお、上記の手続きを行ったにも関わらず掛金の引落しが再開されない場合、国民年金の被保険者記録の更新が遅れているものと思われます。記録が更新されるまでは掛金の引落しが再開されませんので、年金事務所にて記録の更新状況を確認してください。
- ③ 数ヶ月分の掛金を特定の月にまとめて納付されている場合、「加入者引落予定のお知らせ」に記載されている次回以降の引落月の個人型年金掛金額と、付加保険料の合計が拠出限度額を超えていないか確認してください。超えている場合、①又は②の手続きを行って下さい。超えていない場合、手続きは不要です。

6.理由欄が「06.マッチング拠出を実施しているため」となっているとき

企業年金の記録において、マッチング拠出を実施していると記録されています。

- ① マッチング拠出を継続する場合は、受付業務を行っている金融機関へ「加入者資格喪失届」を速やかに提出してください。
- ② 個人型年金を継続する場合は、マッチング拠出をやめる旨事業所に連絡してください。
- ③ 企業型年金の記録に誤りがある場合は、事業所に連絡し訂正してください。

7.理由欄が「07.企業年金掛金が年単位化拠出であるため」となっているとき

企業年金の記録において、企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位化拠出であると記録されています。

- ① 企業型確定拠出年金の事業主掛金の年単位化拠出を継続する場合は、受付業務を行っている金融機関へ「加入者資格喪失届」を速やかに提出してください。
- ② iDeCoを継続する場合は、企業型確定拠出年金の事業主掛金を年単位化拠出から毎月拠出への企業型年金の規約変更が必要になります。事業所にご相談ください。
- ③ 企業型年金の記録に誤りがある場合は、事業所に連絡し訂正してください。